

# 令和7年度 粕屋町認可保育施設 利用申込案内

## 【子ども・子育て支援新制度 2号・3号認定用】

認可保育施設の利用については、保育の必要性に応じた保育給付認定を受ける必要があります。認可保育施設とは、保護者の就労などにより保育施設での保育が必要である場合に、保護者に代わって保育をおこなう施設です。

この案内には、子ども・子育て支援新制度における**保育の必要性に応じた保育給付認定及び施設利用申請**に関する手続きや必要書類等について掲載しておりますので、内容をよくお読みいただいたうえで、申請してください。

### ★受付場所★

粕屋町役場 子ども未来課（庁舎1階 12～14番窓口）

### ★受付期間★（二次募集期間）

令和6年11月12日（火） ～ 令和6年12月13日（金）

※受付時間…8時30分から17時まで ※土・日・祝日は受付をおこないません

### 【注意事項】

- 令和6年度以前に、教育・保育給付認定申請及び施設利用申込みをしていてまだ利用できていない方も、令和7年度の利用を希望される場合は、再度申込みが必要です。
- マイナンバー（個人番号）法の施行に伴い、別途マイナンバー申告書を提出していただきます。提出にあたっては、マイナンバー確認及び本人確認を行いますので、3ページに記載の必要書類をお持ちのうえご提示ください。
- 申請時には、必要書類が揃っているか等を確認のうえ提出してください。  
**書類に不備がある場合、受付ができないことがあります、教育・保育給付認定を受けられなくなります。**
- 子ども未来課窓口へ書類をお持ちいただくことが困難な場合は、郵送でお申込みください。なお、郵送の場合は、マイナンバー確認及び本人確認ができるものの写しの提出が必要です。郵送による申込みの期限は12月13日（金）消印有効です。

粕屋町 住民福祉部 子ども未来課 電話 938-0214

## ★施設を利用できる方

小学校就学前のお子さんと保護者のいずれもが粕屋町に住んでいる(粕屋町に住民票がある)方で、下記の事由によりご家庭での保育が困難な場合に、利用申込みをすることができます。ただし、利用申込みが定員を超えた場合は、利用調整をおこない利用決定をしますので、施設を利用できない場合があります。

保護者等の状況(保育の必要性の事由)	保育認定の有効期間
家庭外・家庭内を問わず1日4時間以上かつ月16日以上就労しているとき	最長で就学前まで
母親の出産の準備や出産後の休養が必要なとき	出産予定日の2か月前(多胎児の場合、4か月前)の月初めから産後翌々月末まで
疾病・負傷・障がいのために保育が困難なとき	療養を必要としなくなるまで
親族が長期にわたり疾病・負傷・障がいの状態にあるため常時介護・看護しているとき(月64時間以上)	親族が介護・看護を必要としなくなるまで
大学や職業訓練校、専門学校等に通っているとき(通信教育等は含まない)(月64時間以上)	通学期間中
仕事を探している(求職中の)とき	利用希望日より2か月(利用開始後は就労することが条件) (就労を開始した場合、最長で就学前まで)
育児休業中のとき	育児休業中は家庭での保育ができるため利用できませんが、育児休業取得時にすでに保育施設等を利用している子どもについては育児休業中も継続して利用できる場合があります。詳しくは8ページをご参照ください。
震災・風水害・火災等による災害の復旧にあたっているとき	必要な期間
虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	必要な期間

※その他、上記に類する状況であると町長が認める場合があります。

## ★利用申請が可能な施設

### 認可保育所

就労等により家庭での保育が困難なお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。現在、町立保育所(3園)と、私立保育園(7園)があります。

### 認定こども園(保育所部分)

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設です。教育・保育を一体的に行います。現在、私立の幼保連携型認定こども園(1園)があります。

### 地域型保育事業

0～2歳のお子さんを対象として、少人数単位で保育をおこなう事業です。卒園後(3歳以降)の利用先として、連携施設(認定こども園等)が設定されており、卒園後は連携施設を引き続き利用できます。現在、私立の小規模保育園が2園、事業所内保育園が1園あります。

### 粕屋町外の保育施設

粕屋町外の認可保育施設等の利用を希望する場合、保育給付認定は粕屋町が行いますが、利用調整についてはその施設が所在する市町村が行います。市町村によって利用要件や申込締切日等が異なりますので、まずは利用したい施設の所在する市町村の保育担当課へお問い合わせください。原則、その市町村にお住まいの方が優先されますので、必ず利用できるとは限りません。利用者負担額については、粕屋町が決定します。

★教育・保育給付認定の種類について

教育・保育給付認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 【教育標準時間】	3～5歳	なし	・新制度へ移行した幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 【保育標準時間・保育短時間】	3～5歳	あり	・認可保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3号認定 【保育標準時間・保育短時間】	0～2歳	あり	・認可保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業

太枠で囲った部分(2号・3号認定)が、この申込案内により申請していただく内容となっています。

★「保育標準時間」「保育短時間」について

「保育標準時間」は、1日最長11時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。

保育必要量(就労時間等。下記の表参照。)が週30時間・月120時間以上の場合に認定されます。

「保育短時間」は、1日最長8時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。

保育必要量が月64時間(1日4時間以上かつ月16日)以上、月120時間未満の場合に認定されます。

※就労時間が短時間該当であっても、各園が指定する保育短時間の時間帯での送迎が困難な場合等は、必要に応じて保育標準時間認定としています。

※就労状況の変更等により保育認定時間の変更を希望する場合は、改めて就労証明書の提出をお願いします。

★保護者等の状況に応じた保育必要量について

保護者等の状況(保育の必要性の事由)	保育の必要量
家庭外・家庭内を問わず1日4時間以上かつ月16日以上就労しているとき	標準時間または短時間
疾病・負傷・障がいのために保育が困難なとき	標準時間または短時間
親族が長期にわたり疾病・負傷・障がいの状態にあるため常時介護・看護しているとき(月64時間以上)	標準時間または短時間
母親の出産の準備や出産後の休養が必要なとき	標準時間(希望により短時間)
大学や職業訓練校、専門学校等に通っているとき(通信教育等は含まない) (月64時間以上)	標準時間または短時間
仕事を探している(求職中の)とき	短時間
震災・風水害・火災等による災害の復旧にあたっているとき	標準時間
育児休業中のとき(継続して利用できる場合…8ページ参照)	短時間
虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	標準時間

※保育必要量は、利用することが可能な最大限の枠として認定されたものです。

お子さんの育成上の配慮の観点から、保育を必要とする時間帯で利用をしていただくようお願いします。

★令和7年度クラス(年齢)について

実施年齢(クラス)	生年月日
0歳児	令和 6年(2024年)4月2日～
1歳児	令和 5年(2023年)4月2日～令和 6年(2024年)4月1日生
2歳児	令和 4年(2022年)4月2日～令和 5年(2023年)4月1日生
3歳児	令和 3年(2021年)4月2日～令和 4年(2022年)4月1日生
4歳児	令和 2年(2020年)4月2日～令和 3年(2021年)4月1日生
5歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和 2年(2020年)4月1日生

※実施年齢は、4月1日時点の年齢で決定します。例えば、0歳児のお子さんが年度途中で1歳の誕生日を迎えても、当該年度内は0歳児クラスです。なお、施設によっては異年齢混合保育を行っているところもあります。

★申込みに必要な書類について

- ・全ての方に必要な書類

必要書類	ご注意
令和7年度 教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書	
同意書及び誓約書	内容をよく読み、口欄にチェックをしてください
利用希望児童状況調査票	利用を希望するお子さんごとに必要です
保育を必要とすることを証明する書類	4ページの表で必要書類を確認してください
マイナンバー申告書 および下記の①マイナンバー確認資料②本人確認資料	下記の必要書類をご準備ください ※郵送申請の場合は、 <u>確認資料のコピー</u> を提出してください

① マイナンバー確認資料 (正しいマイナンバーであることの確認)	② 本人確認資料 (マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)
<p>(世帯全員分)</p> <p>下記①から③のうちいずれか</p> <p>①マイナンバー(個人番号)カード ※マイナンバー(個人番号)カードの提示があれば 右の本人確認資料は不要です。</p> <p>②通知カード(記載の住所が現住所と一致する場合のみ有効)</p> <p>③マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し</p>	<p>(申請に来られる方の分)</p> <p>下記①か②のどちらか</p> <p>① 顔写真付き身分証明書(以下のいずれか) 1点 ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等</p> <p>② 身分証明書(以下のいずれか) 2点 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・介護保険被保険者証 等</p>

・ 保育を必要とすることを証明する書類

保護者等の状況	必要書類
雇用されている方 雇用が内定している方 復職予定の方	○ 就労証明書（発行日より3か月以内のもの。） ※就労先から証明を受けてください。（就労先が複数ある場合はそれぞれ必要。） ※雇用内定の方は、採用予定日と1か月の就労予定時間等の証明が必要です。
自営業の方・内職の方	○ 就労証明書（発行日より3か月以内のもの。） ○ 事業内容がわかる書類の写し (例)個人事業届、営業許可書、確定申告の収支内訳書等
疾病・負傷・障がいの方	○ 診断書（指定様式あり。発行日より3か月以内のもの。） ※家庭での保育が困難な状況、疾病名、治療期間が記載されたもの。 ○ 育児ができない旨の申立書
親族の看護・介護をされている方	○ 診断書又は要介護の状態がわかるもの (診断書は発行日より3か月以内のもの。写しでも可。) ○ 育児ができない旨の申立書
産前産後の利用希望	○ 母子手帳の写し(表紙と分娩予定日が記載されたページ部分) ○ 育児ができない旨の申立書
学校に通っている方	○ 在学証明書又は学生証の写し ○ 時間割等がわかる資料
求職活動中の方	○ 求職中に関する誓約書 ※施設利用開始後2か月以内に「就労証明書」を提出していただきます。
災害復旧にあたっている方	○ 罹災証明書 ○ 育児ができない旨の申立書

※ いずれの証明においても、内容が虚偽であった場合には無効となります。

(就労証明書を事業所に無断で作成もしくは改変した場合は、押印がなくても有印私文書偽造罪(刑法159条1項)もしくは有印私文書変造罪(刑法159条2項)に該当します。)

※ 同居する世帯員のうち、父母以外の高校生を除く65歳未満の成人の方についても、就労証明書等が必要となります。

・ 状況によって必要となる書類

保護者(世帯)の状況等	必要書類
粕屋町へ転入予定の方	○ 転入に関する誓約書(ホームページよりダウンロードまたは窓口にてお渡しいたします) ○ 転入予定であることがわかる書類 (不動産(建物)売買契約書、賃貸契約書等。実家等すでに町内に同居者がいる場合はその方の住民票)
障がい者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し(手帳番号、本人欄、等級、有効期限が確認できる部分)
高校生を除く18歳以上65歳未満の同居親族がいる世帯	保育を必要とすることを証明する書類(上記の表で確認) ※提出がない時は家庭での保育が可能であるとみなします。

★利用申請から利用開始までの流れについて

<p>令和6年 10月15日</p> <p>10月28日～ 11月11日</p> <p>11月25日～ 12月13日</p> <p>令和7年 1月31日</p>	<p><b>申込書配布</b> 子ども未来課にて配布、またはホームページ（粕屋町子育てサイト内）からダウンロードしてください。就労証明書の記入を勤務先に依頼していただく等、書類の準備をお願いします。</p> <p><b>教育・保育給付認定申請・利用申込 一次募集期間</b> 左記期間内に、保育給付認定及び保育施設等への利用申込みを行います。</p> <p><b>面接</b> 利用希望開始月が4月～8月の方は、第1希望の保育施設で面接を受けていただきます。 ※利用希望開始月が9月以降の方は、入所が決定となってから面接を行います。</p> <p><b>利用調整結果発送</b> 利用希望開始月が4月～8月の方について、提出された書類をもとに保育の必要性の審査及び施設の利用調整を行い、結果を発送します。（2月3日以降に到着の予定です） ※保育の必要性の高い方から利用内定となります。 ※利用希望開始月が9月以降の方には、利用が内定した時点でお電話にてご連絡します。</p>		
<p>令和7年 2月中旬～</p> <p>4月1日</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>（利用内定となった方）</b> <b>内定者説明会</b> 4、5月からの利用の方は、各施設で行われる説明会に必ずご参加ください。 ※6月以降の利用で内定している方は利用前に個別に案内いたします。</p> <p><b>利用（契約）・利用者負担額決定</b> 市町村民税所得割額をもとに、町が利用者負担額を決定し、園を通じてお届けします。 ※認可保育所…利用者は、利用者負担額を町へ納めます。 ※認定こども園・地域型保育事業…利用者は、利用者負担額を施設・事業者へ納めます。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>（不承諾通知が届いた方）</b> 利用調整の結果、施設利用決定とならなかった（不承諾となった）方は、令和7年度の待機児童として登録を行い、各施設の利用枠に空きが出た場合に、再度利用調整を行います。 <b>入所希望日の1か月から2週間前までに利用が内定した時点で、お電話にてご連絡いたします。</b> ※申請は令和8年3月31日まで有効です。 その間に、<u>家庭の状況や就労状況、希望する施設に変更が生じた場合は必ず子ども未来課まで届け出てください。</u>また、<u>利用の必要がなくなった場合は、必ず申請を取り下げてください。</u></p> </td> </tr> </table>	<p><b>（利用内定となった方）</b> <b>内定者説明会</b> 4、5月からの利用の方は、各施設で行われる説明会に必ずご参加ください。 ※6月以降の利用で内定している方は利用前に個別に案内いたします。</p> <p><b>利用（契約）・利用者負担額決定</b> 市町村民税所得割額をもとに、町が利用者負担額を決定し、園を通じてお届けします。 ※認可保育所…利用者は、利用者負担額を町へ納めます。 ※認定こども園・地域型保育事業…利用者は、利用者負担額を施設・事業者へ納めます。</p>	<p><b>（不承諾通知が届いた方）</b> 利用調整の結果、施設利用決定とならなかった（不承諾となった）方は、令和7年度の待機児童として登録を行い、各施設の利用枠に空きが出た場合に、再度利用調整を行います。 <b>入所希望日の1か月から2週間前までに利用が内定した時点で、お電話にてご連絡いたします。</b> ※申請は令和8年3月31日まで有効です。 その間に、<u>家庭の状況や就労状況、希望する施設に変更が生じた場合は必ず子ども未来課まで届け出てください。</u>また、<u>利用の必要がなくなった場合は、必ず申請を取り下げてください。</u></p>
<p><b>（利用内定となった方）</b> <b>内定者説明会</b> 4、5月からの利用の方は、各施設で行われる説明会に必ずご参加ください。 ※6月以降の利用で内定している方は利用前に個別に案内いたします。</p> <p><b>利用（契約）・利用者負担額決定</b> 市町村民税所得割額をもとに、町が利用者負担額を決定し、園を通じてお届けします。 ※認可保育所…利用者は、利用者負担額を町へ納めます。 ※認定こども園・地域型保育事業…利用者は、利用者負担額を施設・事業者へ納めます。</p>	<p><b>（不承諾通知が届いた方）</b> 利用調整の結果、施設利用決定とならなかった（不承諾となった）方は、令和7年度の待機児童として登録を行い、各施設の利用枠に空きが出た場合に、再度利用調整を行います。 <b>入所希望日の1か月から2週間前までに利用が内定した時点で、お電話にてご連絡いたします。</b> ※申請は令和8年3月31日まで有効です。 その間に、<u>家庭の状況や就労状況、希望する施設に変更が生じた場合は必ず子ども未来課まで届け出てください。</u>また、<u>利用の必要がなくなった場合は、必ず申請を取り下げてください。</u></p>		
<p>令和6年 11月12日～ 12月13日</p>	<p><b>二次募集期間について</b> ・申請期間後についても随時受付をいたしますが、上記期間後の申請のうち、左記の期間を二次募集として受け付けをいたします。二次募集の期間に受け付けをされた方につきましては、<b>1月31日の通知後にキャンセルが出た場合に、上記期間内の申込みがあった方と合わせた中で調整</b>を行い、利用決定を行うものとします。 <b>※利用が内定した場合のみ、お電話にてご連絡いたします。</b></p>		
<p>令和6年 12月14日～</p>	<p>二次募集期間後は、期間外申請として随時受付を行います。</p>		

★利用者負担額(保育料)について

毎月の利用者負担額は、世帯の市町村民税所得割額等により決定します。4月～8月分の利用者負担額は令和6年度、9月～3月分の利用者負担額は令和7年度の市町村民税額で算定を行いますので、年度途中で利用者負担額が変更となることがあります。

市町村民税が未申告の方は、最高階層(第8階層)で算定を行いますのでご了承ください。

なお、3歳～5歳児クラスの利用については、所得にかかわらず無料となります。

(参考)令和6年度 粕屋町保育施設利用者負担額徴収基準額表 ※金額は月額、年齢はクラス年齢

階層区分	定義	保育標準時間			保育短時間		
		0～2歳児	3歳児	4・5歳児	0～2歳児	3歳児	4・5歳児
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2	① ひとり親世帯 障がい者のいる世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	② 市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3	① ひとり親世帯 障がい者のいる世帯	8,400円 (0円)	0円	0円	8,200円 (0円)	0円	0円
	② 市町村民税所得割課税額 48,600円未満	18,300円 (9,150円)	0円	0円	17,900円 (8,950円)	0円	0円
第4	① 市町村民税所得割課税額 77,101円未満の ひとり親世帯等	8,400円 (0円)	0円	0円	8,200円 (0円)	0円	0円
	② 市町村民税所得割課税額 57,700円未満	28,200円 (14,100円)	0円	0円	27,600円 (13,800円)	0円	0円
第5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	41,800円 (20,900円)	0円	0円	40,900円 (20,450円)	0円	0円
第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	57,300円 (28,650円)	0円	0円	56,100円 (28,050円)	0円	0円
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	75,200円 (37,600円)	0円	0円	73,700円 (36,850円)	0円	0円
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	80,000円 (40,000円)	0円	0円	78,400円 (39,200円)	0円	0円

●利用者負担額階層区分決定の基礎となる市町村民税所得割額は、配当控除・住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の税額控除を適用する前の額となりますのでご注意ください。

●父母のいずれかが単身赴任をしている場合も、父母の市町村民税所得割額を合算した金額で利用者負担額の算定を行います。また、父母以外が家計の主宰者と認められる場合には、その家計の主宰者の市町村民税所得割額も算定の対象といたします。

●多子カウント年齢制限ありの階層は、小学校就学前の範囲内にある子どもが認可保育所・幼稚園・認定こども園等を同時利用する場合、2人目半額(カッコ内の金額)、3人目以降無料となります。

●多子カウント年齢制限なしの階層は、小学生以上の兄・姉もカウントに含め、2人目は半額(カッコ内の金額)、3人目以降は無料。また、市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等については2人目以降無料となります。

3～5歳の副食費(おやつ等含む)については実費徴収となりますが、市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満(ひとり親世帯等は 77,101 円未満)の世帯及び第3子以降(多子カウントは保育料と同様)については免除となります。

## ★利用における注意事項等

### ●慣らし保育について

新規に利用をされるお子さん、転園されたお子さんについては、入園当初は慣らし保育を行っています。慣らし保育中は早い時間にお迎えに来ていただくことをお願いするため、すでにお勤めを始めている方は、慣らし保育中のお迎えの対応についてご検討いただく必要があります(お勤め先との勤務の調整等)。

慣らし保育の期間や方法は、利用される施設やお子さんの年齢等により異なります。また、慣らし保育の期間中も利用者負担額はかかりますのでご了承ください。

### ●家庭の状況が変更となった場合は、必ず速やかに子ども未来課までお知らせください。

- ・住所が変わったとき ・退職したとき、または勤務先や勤務時間が変わったとき
- ・妊娠したとき・保護者が変わったとき ・姓が変わったとき・育児休業の期間が変更となる時
- ・その他家庭の状況が変わったとき など

※状況が変更となることで、保育給付認定における保育必要量や、利用者負担額の算定も変更となる場合がありますので必ずお知らせください。

### ●毎年6月に、保育の必要性の認定を再確認するための現況調査を行います。

保護者(父・母)の就労証明書等を6月に提出いただき、就労状況等の確認を行います。当初のお申込み時と状況が異なる場合(転職している、就労予定だったところに就労していない、就労の実績が確認できない等)は、電話等により勤務先へお問い合わせをさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

場合によっては保育の必要性の認定が取り消しとなり、利用解約(退園)となることがあります。

※4月以降に発行された就労証明書等を提出された場合、6月の提出は省略することができますが、就労実績等については勤務先へお問い合わせをさせていただきます。

※高校生を除く18歳以上65歳未満の同居親族については、6月の確認は行いませんが、状況が変更となった場合は、その都度書類をご提出ください。

### ●利用者負担額の納付について

利用者負担額は、6ページに記載されているとおり、世帯の市町村民税所得割額等により決定します。決められた納付期限までに必ず納付してください。納付期限を過ぎても納付がない場合、督促を行います。再三の督促にもかかわらず納付がない場合は、差押え等の滞納処分や児童手当からの徴収を行いますので、確実な納付をお願いいたします。

なお、市町村民税の修正申告や更正をされた場合は、現年度の利用者負担額に限り、階層の再算定を行いますので、お早めにお知らせください。

※認定こども園、地域型保育施設へ通園している方の利用者負担額は、施設への納付となります。

### ●利用解約(退所)手続きについて

粕屋町から町外へ転出された場合、施設を利用できるのは転出月の末日までとなります。その後は利用解約(退所)となり、粕屋町での保育給付認定は終了しますので、転出先の市区町村において改めて保育給付認定及び利用の申請手続きを行ってください。

町外転出のほか、保育の必要がなくなった場合も退所となります。(退職して家庭保育が可能になった等)退所の際は、「退所届」を記入して、利用中の保育施設に提出します(退園届は保育施設に備えています)。



### ●里帰り出産時の入退所の取扱いについて

現在認可保育施設を利用して、里帰り出産をされる場合は子ども未来課までご連絡ください。  
里帰り出産のため園を利用しない期間は、原則として3か月以内です。

### ●出産予定での申し込みについて

認可保育施設の利用申請については、原則としてお生まれになってからの申請となりますが、現在出産を予定されている方で、12月13日までに出生となった方については、期間内の申請があったものとして受付し、利用調整をいたします。一次募集期間内に、出生予定として子ども未来課で申請してください。(母子手帳の写しを添付)その後、出生届を提出されましたら申請書にお子様の名前等を追記していただきますので、子ども未来課までお越しくください。

### ●育児休業から復職予定の方の申込みについて

育児休業後の復職を条件として0歳～2歳児クラスで新規でご入園された方は、必ず入園日の1か月以内に復職(同じ勤務先・勤務日数・勤務時間)をしていただく必要があります。  
復帰後10日以内に就労証明書を各保育施設にご提出ください。

### ●施設を利用中の育児休業の取扱いについて

保育施設等を利用しているお子さんの保護者が育児休業を取得する場合、そのお子さんは原則として利用できなくなります。ただし、育児休業の取得について、出産日から1年以内に復職(同じ勤務先・勤務日数・勤務時間)する場合は、保護者の申し出により、その期間も継続して同一の保育施設に限り利用することができます。育児休業の対象児童が保育施設等に入所できないなどの状況によっては、1歳になる日が属する年度末までの利用が可能ですが、入所が決定(内定)した場合、その利用開始日から1か月以内に復職していただくことになります。

○育児休業中の保育必要量は短時間認定となります。

○育児休業を取得せず退職する場合は、産後翌々月末までの利用となります。

○育児休業中の継続利用を希望される場合、下記の手続きが必要です。

復職日が確認できる「就労証明書」及び「育児休業に係る申立書」の提出(産後翌々月末まで)  
復職後の就労証明書の提出(復職後10日以内)

※育児休業の対象児童の保育施設利用については、入所希望日に余裕をもって申込みをしてください。

◎入所決定(内定)後、やむを得ない理由なく入所(内定)を辞退した場合、「施設利用保留通知書」の発行はできません。

育児休業(給付金支給対象期間)の延長が認められない場合があります。

詳細については、お勤め先またはハローワークにお問い合わせください。

★粕屋町保育施設紹介(2号・3号認定に係る保育所・認定こども園・地域型保育施設)

仲原保育所 (町立)	
所在地	仲原 1 丁目 16 番 3 号
電話番号	938-4556
入所月齢	生後 6 か月以上
定員	110 名
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりを大切に、心身ともに健康で心豊かな子どもを育てること、また、子どもが本来持っている能力を伸ばす保育をおこなう。</li> <li>・家庭と保育所の相互理解を深め、連携を密にして子どもがいずれにおいても安定感を持って生活できる場を目指す。</li> </ul>
保育標準時間	平日 7 時から 18 時まで 土曜 7 時から 16 時まで
保育短時間	平日 9 時から 17 時まで 土曜 8 時から 16 時まで
延長保育	平日 18 時から 19 時まで 土曜延長保育無し 18 時～18 時 30 分 150 円、18 時～19 時 300 円(おやつ代含む) ※保育短時間認定の方…30 分 150 円(7 時～9 時、17 時～19 時)
障がい児保育	実施有り(要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や、相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約 2～3 週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食 (3 歳児以上は主食代 800 円、副食代 4,800 円/月)
土曜給食	有り(麺給食) ※第 4 土曜日は弁当持参
アレルギー対応	乳・卵は代用食有り 他は未対応
水筒(お茶)	持参
制服	無し
オムツ	保護者の意向に添う 紙・布どちらでも可 ※使用済みの紙オムツは園で処分します。
お昼寝	4 歳児まで有り 5 歳児は夏季のみ有り
保護者会	無し
利用者負担以外の保護者負担 (主なもの)	3～5 歳児用品代 2,300～6,700 円程度 3～5 歳児体操服上下 3,500 円 帽子代 0～3 歳児 750 円程度、4・5 歳児 1,100 円程度 スポーツ教室(サッカー・ダンス)年間 8 回 2,000 円程度、卒園アルバム代 (11,000 円程度)、スポーツ保険料 210 円/年、遠足代、園外保育 お泊まり保育(又はお楽しみ会)の実費 等
一時保育実施	無し
子育て支援	園見学(月に 2～3 回程度、予約制)、お楽しみ園開放(年に 3 回程度、予約制) 園庭開放(随時、予約制)
その他	和太鼓指導、サッカー教室・ダンス教室、お泊まり保育(又はお楽しみ会)、バス遠足、観劇会、園外散歩(近隣の公園、小学校、神社等)

※内容は変更となる場合があります。

## 西保育所（町立）

所在地	大字仲原 2739 番地 1
電話番号	611-9108
入所月齢	生後 6 か月以上
定員	115 名
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりを大切に、心身ともに健康で心豊かな子どもを育てること、また、子どもが本来持っている能力を伸ばす保育をおこなう。</li> <li>家庭と保育所の相互理解を深め、連携を密にして子どもがいずれにおいても安定感を持って生活できる場を目指す。</li> </ul>
保育標準時間	平日 7時から18時まで 土曜 7時から16時まで
保育短時間	平日 9時から17時まで 土曜 8時から16時まで
延長保育	平日 18時から19時まで 土曜延長保育無し 18時～18時30分 150円、18時～19時 300円(おやつ代含む) ※保育短時間認定の方…30分 150円(7時～9時、17時～19時)
障がい児保育	実施有り(要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や、相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約 2～3 週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食 (3 歳児以上は主食代 800 円、副食代 4,800 円/月)
土曜給食	有り(麺給食) ※第 4 土曜日は弁当持参
アレルギー対応	乳・卵は代用食有り 他は未対応
水筒(お茶)	持参
制服	無し
オムツ	保護者の意向に添う 紙・布どちらでも可 ※使用済みの紙オムツは園で処分します。
お昼寝	4 歳児まで有り 5 歳児は夏季のみ有り
保護者会	無し
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	3～5 歳児用品代 2,300～6,700 円程度 3～5 歳児体操服上下 3,500 円程度 帽子代 0～3 歳児 750 円程度、4・5 歳児 1,100 円程度、 スポーツ教室(年間 2,000 円程度)、卒園アルバム代(7,000 円程度)、 スポーツ保険料 210 円/年、遠足代、園外保育の実費等
一時保育実施	無し
子育て支援	園庭開放、お楽しみ園開放(年 5 回程度 予約制)、園見学(予約制)
その他	和太鼓教室、サッカー教室、ダンス教室、お泊り保育(又は、お楽しみ会) バス遠足、園外散歩(近隣の公園、七五三参り 等)、観劇会 等

※内容は変更となる場合があります。

中央保育所（町立）	
所在地	若宮 2 丁目 11 番 18 号
電話番号	938-8746
入所月齢	生後 6 か月以上
定員	120 名
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりを大切に、心身ともに健康で心豊かな子どもを育てること、また、子どもが本来持っている能力を伸ばす保育をおこなう。</li> <li>家庭と保育所の相互理解を深め、連携を密にして子どもがいずれにおいても安定感を持って生活できる場を目指す。</li> </ul>
保育標準時間	平日 7 時から 18 時まで 土曜 7 時から 16 時まで
保育短時間	平日 9 時から 17 時まで 土曜 8 時から 16 時まで
延長保育	平日 18 時から 19 時まで 土曜延長保育無し 18 時～18 時 30 分 150 円、18 時～19 時 300 円(おやつ代含む) ※保育短時間認定の方…30 分 150 円(7 時～9 時、17 時～19 時)
障がい児保育	実施有り(要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や、相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約 2～3 週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食 (3 歳児以上は主食代 800 円、副食代 4,800 円/月)
土曜給食	有り(麺給食) ※第 4 土曜日は弁当持参
アレルギー対応	乳・卵は代用食有り 他は未対応
水筒(お茶)	持参
制服	無し ※3, 4, 5 歳児は体操服登園
オムツ	保護者の意向に添う 紙・布どちらでも可※使用済み紙おむつは園で処分します
お昼寝	4 歳児まで有り 5 歳児は夏季のみ有り
保護者会	無し
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	3～5 歳児用品代 2,300 円～6,900 円程度 3～5 歳児体操服上下 3,500 円 長袖トレーナー(紺)1,900 円 長ズボン 2,000 円 ズボン、トレーナー用名札 1 枚 25 円 ゼッケン 1 枚 80 円、帽子代 0～3 歳児 750 円程度、4・5 歳児 1,100 円程度 サッカー教室、ダンス教室(年間 2,000 円程度)、卒園アルバム代(8,000 円程度)、 スポーツ保険料 210 円/年、遠足代、園外保育の実費等
一時保育実施	無し
子育て支援	園庭開放、お楽しみ園開放(年 5 回程度 予約制)
その他	和太鼓指導、サッカー教室、ダンス教室、お楽しみ保育、バス遠足、観劇会、園外散歩(近隣の散策、駕与丁公園、近隣の公園、七五三参りなど)

※内容は変更となる場合があります。

## 粕屋わかば保育園（社会福祉法人 恵育福祉会）

所在地	花ヶ浦1丁目6番1号
電話番号	939-6111
入所月齢	生後4か月以上
定員	150名
保育方針	本園は、保育の実施にあたっては新保育方針に基づき、養護と教育が一体となって、すこやかな心身を持った子どもを育成することを方針としております。
保育標準時間	平日・土曜とも 7時から18時まで
保育短時間	平日・土曜とも 9時から17時まで
延長保育	平日・土曜とも 18時から19時まで <b>【月額】</b> 18時から18時30分まで…2,800円 18時から19時まで…6,300円(おやつ代含む) <b>【日額】</b> 18時から18時30分まで…250円 18時から19時まで…550円(おやつ代含む) 保育短時間認定の方…1時間500円(7時～9時、17時～19時) ※保育短時間認定の方の月極料金はありません。
障がい児保育	実施有り(軽度まで:要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約1週間～2週間程度(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食 (3歳児以上は主食代1,300円、副食代4,700円/月)
土曜給食	全園児完全給食
アレルギー対応	個別に除去食を提供(要相談)
水筒(お茶)	持参
制服	3歳児以上有り
オムツ	保護者の意向に合わせ、紙・布どちらでも可
お昼寝	4歳児まで有り ※ベッド布団はリース
保護者会	無し
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	・月間絵本代420～600円/月 ・教材、道具費1,100～5,000円程度/年 ・制服上下12,400～16,800円程度 ・体操服上下4,100～9,200円程度 ・カバン3,300円 ・スモック1,800円 ・体操帽子1,000円 ・ベッド布団のリース・クリーニング1,700円/月 ・その他一部(夏の集い等)保護者負担有り
一時保育実施	有り 平日9時から17時まで 満1歳(離乳食が完了したお子さま)より利用可
子育て支援	サロンルーム、園庭開放、子育て支援イベント(水曜)、育児相談
その他	3～5歳児 体操教室、英語教室 4、5歳児 和太鼓教室、音楽指導

※内容は変更となる場合があります。

## ヴィラのぞみ愛児園（社会福祉法人 五豊会）

所在地	長者原西2丁目4番3号
電話番号	957-1005
入所月齢	生後3か月以上
定員	140名
保育方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人ひとりが、個性の伸展、人格の尊重を約束されながら、保育者に安心して心身を預託する。そして、その環境のもと、自己の内面を充実発揮し、生きる喜びを感じつつ、日々のさまざまな自己体験を通して、「生きる力」を身につけていけるよう保障する。</li> <li>・地域の生活文化や伝承文化に慣れ親しみ、興味を持つ。</li> <li>・地域の人々、心身に障がいをもつ人、異年齢(0歳～高齢者)の人たちに関わりをもち、生きる喜びを分かちあったり、ともに生きるための知恵を学びあう。</li> </ul>
保育標準時間	平日・土曜とも 7時から18時まで
保育短時間	平日・土曜とも 9時から17時まで
延長保育	平日・土曜とも 18時から19時まで 19時まで500円/日(おやつ代含む) 月極有 6,000円/月 ※保育短時間認定の方…1時間500円(7時から8時まで、8時から9時まで、17時から18時まで) ★保育短時間認定の方は、月極料金はありませぬ
障がい児保育	実施有り(軽度まで:要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができません。
慣らし保育	約2週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食(3歳児以上は主食費1,000円、副食費4,500円/月)
土曜給食	有り(パン給食有り)
アレルギー対応	個別に除去食を提供(要相談)
水筒(お茶)	持参
制服	3歳児以上有り
オムツ	紙オムツ(持参)
お昼寝	3歳児の夏季まで有り(0歳児布団レンタル有り700円/月 1～3歳児ベッド用シーツレンタル有り400円/月)
保護者会	有り 会費600円/月
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	教材費 1,000円から3,000円程度/年 観劇会等一部保護者負担有り アルバム代(0～2歳児3,000円・5歳児4,000円)2歳児よりスイミングスクール770円/回 体操服上下4,350円・制服上下7,800～10,750円程度・カバン3,400円(3～5歳児) その他 園外保育(遠足)のバス代等必要な実費については随時お知らせします
一時保育実施	有り 保育園開所日9時から17時まで 満1歳より利用可
子育て支援	園庭開放(金曜)、育児相談(予約制:金曜)、子育てさんさん広場 子育て支援イベント(体操のお兄さん、わんぱくキッズ)
その他	3～5歳児は異年齢混合保育実施 造形あそび(4・5歳児) サッカーあそび(5歳児) 3歳児より英語、音楽、体育あそび

※内容は変更となる場合があります。

## 大川保育園 (社会福祉法人 相和会)

所在地	戸原東 3 丁目 6 番 1 号	
電話番号	938-3109	
入所月齢	生後 8 週以上	
定員	180 名	
運営方針	<p>すべての子は伸びる力を持っている。その力が自然に、十分に伸びる保育を個と集団の中で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの可能性を引き出し、自ら伸びようとする力を育てる</li> <li>・徳育、知育、体育、食育のバランスのとれた保育を提供する</li> <li>・保育士としての資質向上に努め、よりよいサービスを提供する</li> <li>・地域における子育て支援の核となるような社会的役割を果たしていく</li> </ul>	
保育標準時間	平日・土曜とも 7 時から 18 時まで	
保育短時間	平日・土曜とも 9 時から 17 時まで	
延長保育	保育標準時間	平日・土曜とも 18 時から 19 時まで 18 時 29 分まで 200 円、19 時まで 500 円(おやつ代含む) 月極有 6,000 円/月
	保育短時間	平日・土曜とも 8 時から 9 時まで 500 円 17 時から 18 時まで 500 円
障がい児保育	<p>実施有り(軽度まで:要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。</p>	
慣らし保育	約 2 週間(お子さまの状態を見ながら)	
平日給食	全園児完全給食(3 歳児以上は主食費 1,500 円、副食費 4,500 円/月)	
土曜給食	全園児完全給食	
アレルギー対応	対応有り、体調不良食有(個別に要相談)	
水筒(お茶)	持参(3 歳児以上)	
制服	無し	
オムツ	保護者の意向に添う 紙・布どちらでも可	
お昼寝	4 歳児の夏季まで有り 5 歳児は夏季のみ有り	
保護者会	有り 会費 500 円/月	
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道具代 800~6,000 円程度</li> <li>・月刊絵本代 400 円程度/月(3歳児以上)</li> <li>・帽子代 900 円</li> <li>・体操服上下およびスモック 4,440 円(3歳児以上)</li> </ul>	
一時保育実施	有り 保育園開所日 9 時から 17 時まで 1 歳児より利用可	
子育て支援	子育て支援ルーム、園庭開放(火曜)、子育て支援イベント(金曜)	
その他	<p>課内和太鼓教室、課内体操教室:3~5 歳児 課内英語教室:4、5 歳児 課外体操教室:4、5 歳児</p>	

※内容は変更となる場合があります。

## 青葉はるまち保育園（社会福祉法人 純正福祉会）

所在地	花ヶ浦3丁目7番12号
電話番号	938-0550
入所月齢	生後8週以上
定員	120名
保育方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活を中心とした一人ひとりの育ちを大切にする。</li> <li>・本物に出会い、触れることを通して多様な経験をし、成長、発達を促す。</li> <li>・応答的保育を実践し、子どもが自ら考え、行動できるように援助する。</li> </ul>
保育標準時間	平日・土曜とも 7時から18時まで
保育短時間	平日・土曜とも 9時から17時まで
延長保育	平日 18時から19時まで <u>土曜の延長保育無し</u> 19時まで500円 月極有 6,000円/月(おやつ代含む) ※保育短時間認定の方…1時間500円(7時から9時まで、17時から19時まで)
障がい児保育	実施有り(軽度まで:要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約1～2週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食(3歳児以上は主食費1,000円/月、副食費5,000円/月)
土曜給食	全園児完全給食
アレルギー対応	個別にアレルギー対応食を提供(要相談)
水筒(お茶)	不要(園で準備)
制服	3歳児以上有り
オムツ	布のみ(レンタル有り1枚30円)
お昼寝	5歳児の夏季まで有り リース布団使用有り(月2回交換 1,000円)
保護者会	無し 行事によりお手伝い依頼あり
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	教材費 1,000円から6,000円程度/年(費用は年齢等により異なります) アルバム代 700円/4月～2月(3～5歳児) 制服代(かばん代込) 38,000円程度(3～5歳児) その他 遠足のバス代等行事にかかる実費負担有り
一時保育実施	有り 平日9時から17時まで 生後6か月程度より利用可(要相談)
子育て支援	子育てサロン(予約制)、子育て相談室(予約制)、子育て支援イベント(木曜・予約制)
その他	1、2歳児混合保育実施 3～5歳児異年齢混合保育実施 3～5歳児 体操教室 音楽教室 4、5歳児 絵画教室 水泳教室(1,100円/回) 5歳児 英会話教室(1,000円/月)

※内容は変更となる場合があります。



## 星の子保育園（社会福祉法人 相和会）

所在地	内橋東1丁目14番1号		
電話番号	938-3101		
入所月齢	生後8週以上		
定員	180名		
運営方針	<p>すべての子は伸びる力を持っている。その力が自然に、十分に伸びる保育を個と集団の中で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの可能性を引き出し、自ら伸びようとする力を育てる</li> <li>・徳育、知育、体育、食育のバランスのとれた保育を提供する</li> <li>・保育士としての資質向上に努め、よりよいサービスを提供する</li> <li>・地域における子育て支援の核となるような社会的役割を果たしていく</li> </ul>		
保育標準時間	平日・土曜共 7時から18時まで		
保育短時間	平日・土曜共 9時から17時まで		
延長保育	保育標準時間	平日・土曜共 18時から19時まで 18時30分まで200円、19時まで500円(おやつ代含む) 月極有 6,000円/月	
	保育短時間	平日・土曜共 8時から9時まで500円 17時から18時まで500円	
障がい児保育	実施有り(軽度まで:要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。		
慣らし保育	約2週間(お子さまの状態を見ながら)		
平日給食	全園児完全給食(3歳児以上は主食費1,500円/月、副食費4,500円/月)		
土曜給食	全園児完全給食		
アレルギー対応	対応有り、体調不良食有(個別に要相談)		
水筒(お茶)	持参(3歳児以上)		
制服	4歳児以上有り	体操服	3歳児以上有り
オムツ	保護者の意向に合わせ、紙と布を併用		
お昼寝	4歳児の夏季まで有り 5歳児は夏季のみ有り		
保護者会	有り 会費500円/月		
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道具代 430~5,000円程度</li> <li>・月刊絵本代 450円程度/月(3歳児以上)</li> <li>・帽子代 900円</li> <li>・体操服上下及びスモック 5,050円(3歳児以上)</li> <li>・園指定カバン 3,300円(3歳児以上)</li> <li>・制服代上下 11,400円(4歳児以上)</li> </ul>		
一時保育実施	保育園開所日 9時から17時まで 1歳児より利用可		
子育て支援	子育て支援センターかんがるう、園庭開放 出前サロン 月3回 子育て支援イベント(第1・2・3・4月曜) ※イベントの曜日は今後変更となる可能性があります		
その他	3~5歳児 和太鼓教室、体操教室 4,5歳児 英語教室		

※内容は変更となる場合があります。

## いそどり保育園(社会福祉法人 あすか福祉会)

所在地	大字仲原 2762 番地 3
電話番号	260-8135
入所月齢	生後 3 か月経過した日の翌日から
定員	110 名
運営方針	5 つの保育目標を掲げ、子ども達が主体的に活動する中で「生きる力」を創れるよう一人ひとりにあった保育を方針としております。≪①元気な子ども②身辺処理のできる子ども③仲のよい子ども④自分で考え、行動できる子ども⑤生きる力を持った子ども≫
保育標準時間	平日・土曜とも 7 時から 18 時まで
保育短時間	平日・土曜とも 8 時 30 分から 16 時 30 分まで
延長保育	平日 18 時から 20 時まで 土曜延長保育無し 0 歳児…300 円/15 分毎 1 歳児以上…200 円/15 分毎 1 時間延長月極…5,000 円(0 歳児) 4,000 円(1 歳児以上) 2 時間延長月極…8,000 円(1 歳児以上) ※0 歳児の 2 時間延長無し ※保育短時間認定の方は月極料金はありませぬ。
障がい児保育	実施あり(要相談) ※お子さまの障害の程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用できないことがあります。
慣らし保育	約 1 週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食(3 歳児以上は主食費 1,100 円/月、副食費 4,700 円/月)
土曜給食	全園児完全給食
アレルギー対応	個別にアレルギー対応食を提供(要相談)
水筒(お茶)	持参(0 歳児のみ提供)
制服	3 歳児以上有り
オムツ	保護者の意向に合わせ、紙と布を併用 紙おむつ、お尻ふきレンタル有(月 3,000 円程度。希望者のみ)
お昼寝	5 歳児の夏季まであり。寝具のリース有。(月額 0~1 歳児 990 円、2~5 歳児 550 円)
保護者会	無し
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	・教材費 月 600 円~700 円 ・月刊絵本代月 340 円~420 円 ・道具代 3,000 円程度(2 歳児以上)・帽子代 950 円(1 歳児以上) ・園指定カバン 6,160 円(2 歳児以上) ・制服代上下 9,500 円(3 歳児以上) ・体操服上下 4,450 円(3 歳児以上) ・布団リース代 990 円程度(0・1 歳児)、550 円程度(2 歳児以上)
一時保育実施	有り 平日 9 時から 17 時まで(生後 6 か月経過した日から利用可能)
子育て支援	在園児保護者及び未就園児保護者育児相談など
その他	課内教室…和太鼓教室(4 歳児~)・体育教室(1 歳児~)・音楽教室(3 歳児~) ベビーマッサージ(0・1 歳児のみ)・英語教室(2 歳児~) 課外教室…ECC英語教室・体育教室・スイミング教室 主体性保育…月 2~3 回実施(3 歳児~) 送迎バス有り(2 歳児より利用可能)

※内容は変更となる場合があります。

## かよいちょう保育園(社会福祉法人 稗田福祉会)

所在地	酒殿 5 丁目 8 番 40 号
電話番号	410-0580
入所月齢	生後 6 か月経過した日の翌日から
定員	120 名
運営方針	<p>保育方針…生きる力を育む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で考え自分で判断し自分で行動する力</li> <li>・自分の身体と心をコントロールする力</li> <li>・人を思いやる力、助け合う力</li> </ul> <p>モンテッソーリ教育を基本におき、子どもが本来持っている自分で喜びをもって学ぶ力、自己教育力を引き出し伸ばすこと、人と関わる上での大切なルールを知り、人を思いやり助け合う気持ちを保育園生活の中で自然に身につけていくことを目指しています。</p>
保育標準時間	平日・土曜とも 7 時 00 分から 18 時 00 分まで
保育短時間	平日・土曜とも 8 時から 16 時まで
延長保育	<p>【保育標準時間】18:00～18:29 250 円</p> <p>18:00～19:00 550 円(おやつ代含む) 【月極 6,300 円/月】</p> <p>【保育短時間】 7:00～8:00 500 円 / 16:00～17:00 500 円</p> <p>17:00～18:00 500 円 【月極なし】</p>
障がい児保育	要相談 ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約 2 週間(お子様の状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食(3 歳以上児は主食費 1,000 円/月、副食費 4,700 円/月)
土曜給食	全園児完全給食
アレルギー対応	対応有り
水筒(お茶)	持参必要
制服	3 歳児以上有り
オムツ	紙おむつ(持参)
お昼寝	0～3 歳児まであり(4・5 歳児は夏季のみ有り)
保護者会	無し
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道具、教材代 3,000 円～13,000 円程度/年</li> <li>・帽子代 1,000 円(1 歳児以上)</li> <li>・制服上下 7,000 円(3 歳児以上)</li> <li>・体操服上下 4,000 円(3 歳児以上)</li> <li>・スモック 1,600 円(3 歳児以上)</li> <li>・園指定カバン 700 円(2 歳児以下) / 4,200 円(3 歳児以上)</li> </ul>
一時保育実施	無し
子育て支援	在園児保護者及び未就園児保護者育児相談など
その他	<p>課内教室…リトミック(2～5 歳児:600 円/月)・体育教室(3～5 歳児)</p> <p>造形教室(4・5 歳児)</p> <p>課外教室(3～5 歳児) … 体育教室・ECC 英語教室・スイミング教室</p> <p>1～2 歳児・3～5 歳児 異年齢混合保育実施</p>

※内容は変更となる場合があります。

## はこぶね認定こども園（学校法人 聖約学園）

所在地	戸原西1丁目6番12号
電話番号	938-1230
入所月齢	生後6か月以上
定員	120名(保育所部分)
保育方針	<p>私たちの施設は、以下の教育目標を掲げて、幼児期における健全な心身を養い、また、宗教的な情操等の育成に重点を置いています。</p> <p>①キリスト教精神に基づいた幼児教育を行っています。②学ぼうとする意欲を深めます。③健康な体を育むために体をうごかします。④豊かな心、信頼の心、感謝の心、意欲的な心の土台を育てます。⑤自分から遊びに取り組んだり、自ら考えて活動できるよう援助します。</p>
保育標準時間	<p>平日 7時30分から18時30分まで</p> <p>土曜 7時30分から16時30分まで</p>
保育短時間	<p>平日 9時から17時まで</p> <p>土曜 8時から16時まで</p>
延長保育	<p>保育標準時間 平日・土曜ともに延長保育無し</p> <p>保育短時間 平日17時から18時まで 土曜延長保育無し</p> <p>各500円/日 月極有 6,000円/月</p>
障がい児保育	要相談 ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約1週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	0～2歳児完全給食 3歳児以上は主食持参及び副食費 4,500円
土曜給食	有り
アレルギー対応	対応有り(個別に要相談)
水筒(お茶)	持参(2歳児以上)
制服	2歳児以上有り
オムツ	保護者の意向に合わせて紙・布どちらでも可(持参)
お昼寝	0～3歳児まで有り (4・5歳児は夏季のみ有り)
保護者会	有り 会費 650円/月
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	<p>絵本代(500円程度/月) 鍵盤ハーモニカ他(3歳児以上)</p> <p>おどろぐ代(2歳児以上) 3歳児以上の教育充実費(月額 7,000円)</p> <p>ふとんレンタル代 1,200円/月(0～3歳児まで、4・5歳児は園で対応。夏のみ)</p>
一時保育実施	無し
子育て支援	園庭開放(毎週水曜 10時～12時)
その他	<p>読み・書き・計算(数)・音楽(音感教育、鍵盤ハーモニカなど)・かけっこ・体操を毎日の保育の中で、少しずつ取り組んでいます。</p> <p>また、季節に応じた保育などレベルの高い教育保育を提供いたします。</p> <p>・英語教室(2～5歳児) ・体操教室(2～5歳児) ・声楽指導(月2回)</p>

※内容は変更となる場合があります。

## 小規模保育園 ゆめのたね (NPO法人 ぽっけ)

所在地	若宮 2 丁目 1 番 5 号
電話番号	931-3770
入所月齢	生後 6 か月以上～2 歳児まで
定員	19 名
保育方針	～自分の力で切り開く子どもに～ ・健康的な身体を持つ元気な子ども ・協調性豊かな子ども ・自然を愛し思いやりのある子ども
連携施設	キッズドリーム幼児園(篠栗町) ※1 号認定での利用となります
保育標準時間	平日 7 時から 18 時まで 土曜日 8 時から 17 時まで
保育短時間	平日・土曜とも 8 時 30 分から 16 時 30 分まで
延長保育	平日 18 時から 18 時 30 分まで 土曜延長保育無し ※延長保育料金について詳しくはお尋ねください
障がい児保育	実施なし
慣らし保育	約 1～2 週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	完全給食
土曜給食	無(弁当持参)
アレルギー対応	対応有り(小麦、大豆などがある場合要相談)
水筒(お茶)	持参
制服	体操服、スモック、カラー帽子
オムツ	紙オムツ(持参)
お昼寝	有り
保護者会	有り 母の会費 300 円/月
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	ゆめのたね入園時:連絡ノートなどの用品代 課内活動 英語教室、体操教室を実施(保護者負担なし)
一時保育実施	無し
子育て支援	在園児保護者及び未就園児保護者育児相談など
その他	年少時より連携施設(キッズドリーム幼児園)利用可能、1 号認定(預かり保育有り) 入園時:制服代、お道具代などの用品代 課内活動(英語、体操教室、そろばん、絵画教室、太鼓、声楽、学習教室)などあり 活動費として 3,000 円必要 なお、習い事は自由参加(スイミング、空手、体操、ピアノ、英語)有 連携施設の見学は電話予約にて受け付けています。 キッズドリーム幼児園 Tel 092-947-4591

※内容は変更となる場合があります。

## ブルースター保育園(社会医療法人 青洲会)

所在地	長者原西4丁目11番8号
電話番号	092-410-0001
入所月齢	生後6か月以上～2歳児まで
定員	40名
保育方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・えがおで 明るく げんきな子</li> <li>・みんなと なかよく 遊べる子</li> <li>・思いやりのある やさしい子</li> </ul>
連携施設	キッズドリーム幼児園(篠栗町) ※1号認定での利用となります
保育標準時間	平日・土曜とも 7時30分から18時30分まで
保育短時間	平日・土曜とも 8時00分から16時00分まで
延長保育	保育標準時間の場合(平日・土曜とも) 18:31～19:00は200円、19:01～19:30は350円、19:31～20:00は500円 保育短時間の場合(平日・土曜とも) 16:01～16:30は200円、16:31以降の延長保育はありません。
休日保育	あり (事前登録が必要 : 30分枠毎(*)に300円)
障がい児保育	実施なし
慣らし保育	約2週間(10～12日) お子さんの状態を見ながら実施
平日給食	完全給食
土曜給食	土曜・日曜とも完全給食
アレルギー対応	対応有り(個別に要相談)
水筒(お茶)	持参不要
制服	なし
オムツ	紙オムツ(持参)
お昼寝	有り
保護者会	なし
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	なし
一時保育実施	無し
子育て支援	在園児保護者及び未就園児保護者育児相談など
その他	課内活動 英語教室(0～2歳児) (*30分枠とは、7:31～8:00、8:01～8:30、8:31～9:00、9:01～9:30・・・のこと。) (例)8:20～11:50までの場合、料金は8枠の2,400円になります。

※内容は変更となる場合があります。

## 粕屋 e キッズナーサリー(株式会社トップワンアカデミー)

所在地	仲原 2569-1
電話番号	260-1307
入所月齢	生後4か月以上～2歳児まで
定員	19名
運営方針	児童福祉法に基づき「保育を必要とする」乳幼児の保育を行います。保育にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために日々、保護者や地域社会と力を合わせ支え合い、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家庭援助を行います。
連携施設	博多幼稚園(福岡市) ※1号認定での利用となります。
保育標準時間	平日・土曜とも 7時から18時まで
保育短時間	平日・土曜とも 9時から17時まで
延長保育	平日 18時から19時まで 土曜延長保育無し 18時～18時29分 500円、18時30分～19時 1,000円(おやつ代100円) ※保育短時間認定の方…30分 500円(7時～9時、17時～19時)
障がい児保育	実施有り(軽度まで:要相談) ※お子さまの障がいの程度により、集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約2週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食
土曜給食	あり
アレルギー対応	個別に除去食を提供(要相談)
水筒(お茶)	持参不要
制服	なし
オムツ	紙おむつ(持参)
お昼寝	お布団(持参)
保護者会	なし
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	おむつ等処理代 400円/月、連絡帳 250円/1冊 スポーツ共済 365円/年1回
一時保育実施	なし
子育て支援	育児相談、進路相談、教育相談、外国人移住者向け子育て相談(英語可)
その他	乳幼児から始める英語教育、遠足、運動会 年少時より連携施設(博多幼稚園)利用可能、1号認定(預かり保育有り)

※内容は変更となる場合があります。